

2010年日本政府年次報告
「がん原性物質及びがん原性因子による職業性障害の防止及び管理に関する条約」(第139号)
(2005年6月1日～2010年5月31日)

1. 質問Ⅰについて

前回までの報告に変更または追加すべき事項はない。

2. 質問Ⅱについて

前回までの報告に変更または追加すべき事項は以下のとおり。

〔第1条関係〕について

(2) 禁止又は規制の対象とされるがん原性物質及びがん原性因子について

1) 労働安全衛生法及び労働安全衛生法施行令で、製造、輸入、譲渡、提供、使用が禁止されているがん原性物質として、「アモサイト」「クロシドライト」「石綿を含有する製品(建材、摩擦材等10種類の製品列挙)」とされていたところだが、平成18年に労働安全衛生法施行令を改正し、一部の適用除外製品を除く全ての「石綿」及び「石綿を含有する製品」を製造等の禁止対象物質とした。なお、石綿として、ILOの定義のとおり、アモサイト、クロシドライトを含む6物質を通達において定義している。

2) について、変更はない。

3) 労働安全衛生法、特定化学物質等障害予防規則で、特別な管理の対象とされるがん原性物質として規定されていた「石綿」は、対策を拡充すべく平成17年に石綿障害予防規則を新たに制定し、同規則により管理される対象となったため、特定化学物質等障害予防規則からは削除された。また、平成21年に特別な管理の対象とされるがん原性物質として、「ニッケル化合物(粉状の物に限る。))」、「ホルムアルデヒド」が加えられた。

(3) 禁止の適用除外について

「特定化学物質等障害予防規則」を、「特定化学物質障害予防規則又は石綿障害予防規則」に改める。

〔第3条関係〕について

特に、特定化学物質等障害予防規則において定められている措置として、「(4) 石綿、ベンゼン、コークス炉等にかかる作業等の管理に関する措置」のうち、「石綿」は、対策を拡充すべく平成17年に石綿障害予防規則にて管理される対象となったため、特定物質等障害予防規則からは削除された。

また、石綿障害予防規則において、石綿等を製造し又は取り扱う事業場については、作業環境測定記録、石綿等を製造し又は取り扱う業務に従事する労働者の作業記録及び健康診断記録を作成し、「30年間」保存することとなっていたところ、これを「40年間」に改める。

〔第6条関係〕について

監督組織については、2010年3月31日現在、労働基準監督署が321署、他に支署が4署となっている。

労働基準監督官の数は3949人、労働衛生専門官の数は337人となっている。

3. 質問Ⅲについて

本条約の適用に関する原則的な諸問題について司法裁判所が決定を下したことはない。

4. 質問Ⅳについて

労働基準監督官の行った定期監督（災害時監督を含む。）において発見した特定化学物質障害（等）予防規則違反件数は以下のとおりである。

年	定期監督件数	違反件数		
		衛生基準関係	作業環境測定関係	健康診断関係
2005	122,734	172	93	107
2006	118,872	166	103	84
2007	126,499	145	96	93
2008	115,993	129	75	75
2009	100,535	123	71	45

5. 質問Ⅴについて

本報告の写しを送付した代表的労使団体は、下記のとおりである。

（使用者団体）日本経済団体連合会

（労働者団体）日本労働組合総連合会